

建設リサイクル法の運用に関するQ & A

R7. 4. 1

1 用語の意味

Q 1 - 1 「その他の工作物」は 具体的には何を指しますか

A 土木工作物、機械設置等建築物以外の工作物を指します。

Q 1 - 2 「修繕」とはどんなケースを言いますか

A 建築物の傷んだり不都合の生じてきた部分を、同じ材料を用いて、元の状態に戻し建築当初の価値に回復させるための作業を指します。

Q 1 - 3 「模様替」とはどんなケースを言いますか

A 建築物等の材料、仕様を替えて、建築当初の価値の低下を防ぐ工事を指します。

2 届出・通知の申請関係

Q 2 - 1 どのような工事の場合、届出又は通知をしなければなりませんか

A 特定建設資材（コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材）を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、次の規模以上の工事の場合、届出又は通知をしなければなりません。
(民間工事に関する工事は届出、公共工事に関する工事は通知です)

対象建設工事		規模基準
建築物	解体工事	延べ床面積 80㎡ 以上
	新築・増築工事	延べ床面積 500㎡ 以上
	修繕又は模様替工事	請負金額 1億円 以上
その他の工作物	土木工作物等の解体及び新設工事	請負金額 500万円 以上

Q 2 - 2 届出又は通知はどこにすればよいのですか

A 工事の種類や工事を行う場所で提出先が次表のように異なります。

	工事を行う場所	届出又は通知の提出先
建築物	津市内	津市役所 都市計画部 建築指導課 059・229・3187
	桑名市内	桑名市役所 都市創造部 都市計画課 0594・24・1295
	松阪市内	松阪市役所 建設部 建築開発課 0598・53・4071
	鈴鹿市内	鈴鹿市役所 都市整備部 建築指導課 059・382・7651
	四日市市内	四日市市役所 都市整備部 建築指導課 059・354・8206
	伊賀市内 (建築基準法第6条 第1項第2号 ^{※1} 又 は第3号の建築物の 場合)	伊賀市役所 建設部 建築課 0595・22・9732
	名張市内 (建築基準法第6条 第1項第2号 ^{※1} 又 は第3号の建築物の 場合)	名張市役所 都市整備部 都市計画室 0595・63・7698
その他 の 工 作 物	亀山市内 (建築基準法第6条 第1項第2号 ^{※1} 又 は第3号の建築物の 場合)	亀山市役所 建設部 建築住宅課 0595・96・9028
	上記以外の場所 ^{※2}	県内8箇所の各建設事務所 建築開発室、又は総務・ 管理・建築室建築開発課 ^{※3}
その 他 の 工 作 物	津市内	津市役所 建設部 用地・地籍調査推進課 059・229・3179
	桑名市内	桑名市役所 社会基盤整備部 土木課 0594・24・1212
	松阪市内	松阪市役所 建設部 建築開発課 0598・53・4071
	鈴鹿市内	鈴鹿市役所 土木部 土木総務課 059・382・9021
	四日市市内	四日市市役所 都市整備部 建築指導課 059・354・8206
	上記以外の場所	県内9箇所の各建設事務所 事業推進室

※1 木造で地階を除く階数が3以上、延べ面積300㎡超及び高さが16m超のものを除く。

※2 亀山市内の建築物(建築基準法6条第1項第2号^{※1}又は第3号の建築物を除く)に関する届出・通知は、四日市建設事務所建築開発室が窓口になります。一方でその他工作物に関する届出・通知は、鈴鹿建設事務所事業推進室が窓口

になります。

※3 松阪、志摩、尾鷲、熊野の建設事務所については、総務・管理・建築室が提出窓口となります。

Q2-3 建物の解体工事（100㎡）と建物の新築（120㎡）とコンクリート擁壁を含む造成工事（800万円）の工事を一業者に請け負わせようとしています

届出書は一つでよいのか又は個々の工事ごとに作成しなければならないのか。又、届出書はどこへ提出するのですか

A 個々の工事ごとに作成して下さい。

但し、質問の件では、建物の新築は500㎡未満のため対象建設物ではないので届出の必要はありません。（解体及び造成工事については、届出が必要です。）

届出先は、当該工事を実施する場所を所管する県の地域機関へ提出して下さい。建物の解体の届出は各建設事務所建築開発室等へ、また、建物を保持するための造成工事は、各建設事務所建築開発室等へ、その他の造成工事については各建設事務所事業推進室へ、なお、特定行政庁の津市、四日市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市及び限定特定行政庁の伊賀市、名張市、亀山市内で工事を行う場合は、それぞれの市の所管部所へ提出してください。

但し、この質問の工事が伊賀市、名張市、亀山市内で行われる建築基準法第6条第1項第2号に規定する建築物のうち木造建築物（地階を除く階数が3以上、延べ面積300㎡超及び高さが16m超を除く。）又は同項第3号に規定する建築物の場合、建物の解体工事は各市の所管部所へ、また造成工事については各市を所管する建設事務所事業推進室へ提出することになりますので御注意ください。

※なお、鈴鹿建設事務所については、建築開発室を置いていないので、鈴鹿管内（鈴鹿市を除く）の建築工事についての届出・通知は四日市建設事務所建築開発室へ提出してください。

Q2-4 届出に必要な書類は何ですか

A 1 建築物の解体、新築・増築、修繕、模様替え

- ① 届出書（様式第1号）
- ② 分別解体等の計画等（別表1～2（様式1）のうち該当するもの）
- ③ 対象建設工事に係る建築物の設計図又は現状を示す明瞭な写真（設計図：配置図、各階平面図、2面以上の立面図）
（写真は、解体工事の場合のみ）

- ④ 工程表
(工程表については、届出書の書式の5にて工程の概要として記載するようになっているが、記載スペースが少ないため、「別紙のとおり」と記載した場合は、工程表を添付する。)
- ⑤ 委任状(発注者以外の方が代理人として提出する場合)

2 その他の工事

- ① 届出書(様式第1号)
- ② 分別解体等の計画等(別表3(様式1)の書式)
- ③ 対象建設工事に係る工事の設計図又は現状を示す明瞭な写真
(設計図:平面図、標準断面図)
(写真は、解体工事の場合のみ)
- ④ 工程表
(工程表については、届出書の書式の5にて工程の概要として記載するようになっているが、記載スペースが少ないため、「別紙のとおり」と記載した場合は、工程表を添付します。)
- ⑤ 委任状(発注者以外の方が代理人として提出する場合)

Q2-5 法第10条の届出は誰が知事等に提出するのですか

A 原則として、発注者又は自主施工者ですが、代理者又は代行者による提出もできます。なお、代理提出の場合は、委任状を提出する必要があります。

Q2-6 法第10条の届出は、郵送でも受理してもらえるのか

A 届出は届出書受理行政庁に出向き提出することを原則としていますがやむを得ない事情により郵送、宅配便等により提出することは可能です。但し、届出書に不備がある場合は、受理できないことがあります。

Q2-7 届出書の提出にあたり代理者と代行者は、どう違うのか

A 「代理者」は届け出者(発注者又は自主施工者)の全権委任を受けたものを差し、届出書の訂正などができます。(委任状の提出が必要)
「代行者」は届出者に代わって、単に届出書の提出を行う者のことで、届出書の訂正は行うことはできません。

Q2-8 届出は、いつまでにするのか

- A 工事に着手する日の7日前までに届け出なければなりません。
「工事に着手する日」とは、契約工期の初日をさすのではなく、現場で実際に解体工事等に着手する日をさします。

Q 2 - 9 7日前には、休日は含みますか

- A 含みます。
年末年始や、ゴールデンウィーク等の長期連続休日の後に工事に着手する場合は、年末及びゴールデンウィークの前に少し余裕を持って提出して下さい。

Q 2 - 10 届出書の受付は休日や昼休みも行っていますか

- A 大変申し訳ございませんが、土、日、休日及びお昼の休憩時間と勤務時間外は受け付けておりません。
従って、次の日及び時間帯での提出をお願いします。
・土、日、祝祭日及び年末年始の休日など閉庁日を除く日
・午前8時30分～午前12時
午後1時00分～午後5時15分

Q 2 - 11 届出を提出する時、手数料はいりますか

- A 手数料はいりません。

Q 2 - 12 変更届出は、いつどんな時に提出するのですか

- A 変更届出は、工事の規模や元請業者等に変更が生じる場合、工事に着手する7日前までに届け出なければなりません。なお、既に着工している場合には、計画に変更があった場合でも変更届けの提出は不要です。

Q 2 - 13 変更届出に必要な書類は何ですか

- A 1 建築物の解体、新築・増築、修繕、模様替え
- ① 変更届出書（様式第2号）（左端の変更箇所欄に口を入れ変更部位を示す）
 - ② 分別解体等の計画等（別表1～2（様式2）のうち該当するもの）（左端の変更箇所欄に☑を入れ変更部位を示す）
 - ③ 変更に係る部分の設計図並びに写真等（Q 2 - 4の回答を参照）
 - ④ 工程表（Q 2 - 4の回答を参照）

⑤ 委任状（Q 2 - 4 の回答を参照）

2 その他の工事

- ① 変更届出書（様式第 2 号）（左端の変更箇所欄に☑を入れ変更部位を示す）
- ② 分別解体等の計画等（別表 3（様式 2））（左端の変更箇所欄に☑を入れ変更部位を示す）
- ③ 変更に係る部分の設計図並びに写真等（Q 2 - 4 の回答を参照）
- ④ 工程表（Q 2 - 4 の回答を参照）
- ⑤ 委任状（Q 2 - 4 の回答を参照）

Q 2 - 1 4 届出を提出した後、工事着手の前に届出内容の変更命令があったので、修正して再提出をしました。この場合いつから工事に着手できますか

A 再提出した変更届出に不備がない場合、再提出した日から 7 日後（提出した日は含まない）以降に、着手できます。

Q 2 - 1 5 工事の計画段階では、特定建設資材が出ないものとして工事を実施したが、工事の最中に特定建設資材が出てきた場合は、どうすればいいですか

A 出た時点で届出書をすみやかに提出する必要があります。なお、この場合、工事を一時中止する必要はありません。

3 届出・通知の申請関係（特定建設資材に関して）

Q 3 - 1 特定建設資材（コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材）を使用しない工事の場合は、届出をする必要はありませんか

A 届出する必要はありません。

Q 3 - 2 特定建設資材であるコンクリート 2 次製品などを据え付ける工事の場合、単に据え付けるだけの工事なので特定建設資材廃棄物が発生しません。この場合届け出はしなくてもよいですか

A 届出は必要です。

土木工事、建築物の新築、増築・リフォームの場合、特定建設資材廃棄物が発生するかどうかではなく、特定建設資材を用いた工事が、一定規模以上であれば届出する必要があります。

Q 3 - 3 鉄道の枕木（コンクリート製）を布設するだけの工事やコンクリート2次製品の側溝を布設するだけの工事でも契約金額500万円以上であれば届出又は通知は必要ですか

A 必要です。

Q 3 - 4 道路工事で買収地の立木の代採と盛土工事を510万円で契約しましたが届出又は通知は必要ですか

A 不要です。

立木（代採木）は特定建設資材ではないので、対象建設工事に該当しないため。

Q 3 - 5 コンクリート製パイルや電柱などを発注者が材料支給し、その打込み工事だけを請負わせた工事で500万円以下の契約の場合、届出は必要ですか

A 不要です。

但し、契約金額が500万円以上の場合は必要となります。

Q 3 - 6 特定建設資材の使用量について、届出の基準はあるのですか

A 対象建設工事の規模基準には、使用量に関する基準は示されていません。

従って、工事規模が基準（面積又は契約金額）以上の場合は、特定建設資材の使用量が例え1キログラムであっても対象建設工事になります。

Q 3 - 7 特定建設資材廃棄物の排出量について、届出の基準はあるのですか

A 対象建設工事の規模基準には、特定建設資材廃棄物の排出量に関する基準は示されていません。

従って、工事規模が基準（面積及び契約金額）以上の場合は、特定建設資材廃棄物の排出量が例え1キログラムであっても対象建設工事となります。

Q 3 - 8 特定建設資材を使用しない工事又は特定建設資材廃棄物の排出が想定されない工種のみから構成される工事の場合、届出又は通知は

必要ですか

A 不要です。

例えば土工だけの工事、浚渫だけの工事、除草だけの工事などは不要です。

逆にコンクリート製の側溝のみを布設する工事、枕木のみを布設する工事、アスファルト舗装のオーバーレイだけの工事などで契約金額（消費税を含む）が500万円以上のものは届出又は通知が必要です。

◎対象建設工事とならない工種の具体例

(1) 共通的工種

- ① 植生工 植生工としての種子吹付工、厚層基材吹付工、張芝工その他これに類する工事
- ② 植栽維持工 植栽維持工としての樹木・芝生管理工その他これらに類する工事
- ③ 区画線工 道路の路面表示等
- ④ 既製杭工 既製杭打設（コンクリート杭等を除く鋼管杭等）その他これに類する工事
- ⑤ 地盤改良工 路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、サンドマット工、バーチカルドレーン工（ペーパードレーン、サンドドレイン等）、締固改良工（サンドコンパクション等）、固結工、敷砂・採石マット工、深層混合処理工、載荷その他これに類する工事
- ⑥ 土工 掘削工、盛土工、盛土補強工、整形仕上げ工、天端砂利敷工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、表土保全工その他これに類する工事
- ⑦ 裏込工・裏埋工 裏込工としての捨石の投入、裏埋工としての土砂の投入その他これらに類する工事
- ⑧ 法面工 法面工としての植生工、吹付工（コンクリート吹付工を除く）、かご工、補強土壁工その他これらに類する工事
- ⑨ 鋼矢板工 鋼矢板打設工、鋼管矢板打設工その他これに類する工事
- ⑩ 付属物設置工 銘板工、境界工（境界杭、距離標等の設置に係るもの、コンクリート杭を除く）その他これに類する工事

(2) 河川工事

- ① 堤防養生工 堤防養生工としての芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工事

- ② 管理用道路工 管理用道路補修工としての天端補修工（コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工を除く）その他これに類する工事
 - ③ 清掃工 清掃工としての塵芥処理工、水面清掃工その他これら類する工事
 - ④ 腹付工 腹付工及び腹付工としての覆土工、植生工その他これらに類する工事
 - ⑤ 側帯工 側帯工及び側帯工としての縁切工、植生工その他これらに類する工事
 - ⑥ 現場塗装工 現場塗装工としての橋梁塗装工など、付属物塗装工その他これに類する工事
 - ⑦ 水制工 水制工としての捨石工、かご工その他これに類する工事
 - ⑧ 護岸工 護岸工として空石積（張）工、蛇籠工その他これに類する工事
 - ⑨ 護床工 護床工として沈床工（そだ沈床等）、捨石工、かご工その他これに類する工事
 - ⑩ 浚渫工 河川、湖沼、海域の浚渫工その他これに類する工事（覆砂工）
 - ⑪ 突堤工 突堤工としての捨石工、吸い出し防止工その他これに類する工事
 - ⑫ 海域堤防工 海域堤防工（離岸堤、人工リーフなど）としての捨石工その他これに類する工事
 - ⑬ 鋼製ダム工 鋼製ダム工としての鋼製ダム本体工その他これに類する工事
 - ⑭ フィルダム工 フィルダム工としての盛立工
 - ⑮ 基礎グラウチング工 ボーリング工、グラウチング工その他これらに類する工事
 - ⑯ アンカー工 グランドアンカー工、ロックボルト工（受圧板がコンクリート製の場合を除く）
 - ⑰ 地下水排除工 地下水排除工としての横ボーリング工
 - ⑱ 杭工 地すべり抑止のための杭工（コンクリート製の杭を除く）
- (3) 道路工事
- ① 道路清掃工 道路清掃工としての路面清掃工、路肩清掃工、路肩整正工、排水施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃工、雑作業工その他これらに類する工事
 - ② 植栽維持工 植栽維持工としての樹木・芝生管理工その他これ

- ③ 除草工 他に類する工事
除草工としての道路除草その他これに類する工事
- ④ 除雪工 他に類する工事
除雪工としての一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工その他これらに類する工事
- ⑤ 現場塗装工 他に類する工事
現場塗装工としての橋梁現場塗装工、付属物塗装工、張紙防止塗装工その他これらに類する工事

(4) 公園緑地工事

- ① 植生基盤工 他に類する工事
植生基盤工としての透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工事
- ② 樹木整枝工 他に類する工事
高中木整枝工、低木整枝工、樹勢回復工その他これらに類する工事
- ③ 施設仕上げ工 他に類する工事
塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工事
- ④ 自然育成植栽工 他に類する工事
湿地移設工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工事

(5) 港湾工事及び港湾海岸工事

- ① 航路・泊地工 他に類する工事。
航路・泊地工としての浚渫工その他これらに類する工事。
- ② 基礎工 他に類する工事
基礎捨石工、捨石均し工その他これらに類する工事
- ③ 被覆工 他に類する工事
被覆石工、被覆均し工その他これらに類する工事
- ④ 付属工 他に類する工事
防舷材工、縁金物工、防食工その他これらに類する工事
- ⑤ 埋立工 他に類する工事
埋立工としての土砂の投入その他これらに類する工事
- ⑥ 維持補修工 他に類する工事
係船柱塗装工、車止・縁金物塗装工その他これらに類する工事

(6) 営繕工事

- ① 建築工事 鉄骨工事、防水工事、石工事、タイル工事、屋根及びとい工事、金属工事、建具工事（木製を除く）、塗装工事、内装工事、植栽工事
- ② 電気設備工事 電力設備工事、受変電設備工事、静止形電源設備工事、発電設備工事、通信情報設備工事、中央監視制御設備工事

③ 機械設備工事 空気調和設備工事、自動制御設備工事、給排水衛生設備工事、ガス設備工事、搬送設備工事

(7) 電気通信設備工事（特定建設資材を使用、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合を除きます。）

(8) 機械設備工事（特定建設資材を使用、又は特定建設資材廃棄物を排出する場合を除きます。）

4 特定建設資材について

Q 4 - 1 特定建設資材の「コンクリート」とはどんなものを指しますか

A 現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品等を指します。

モルタル、セメントペースト、は特定建設資材に該当しません。

Q 4 - 2 特定建設資材の「鉄及びコンクリートから成る建設資材」とはどんなものを指しますか

A 有筋のコンクリート2次製品（鉄筋コンクリート2次製品、PCコンクリート2次製品、鉄骨鉄筋コンクリート2次製品）を指します。

Q 4 - 3 特定建設資材の「アスファルト・コンクリート」とはどんなものを指しますか。

A アスファルト混合物を指します。

但し、防水工事等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは特定建設資材には該当しません。

Q 4 - 4 特定建設資材の「木材」とはどんなものを指しますか

A 木材製品を指します。

植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草木類は特定建設資材に該当しません。

また、植栽維持工や除草工により発生する伐採材、剪定枝、刈草等及び工事に伴う伐採材・伐木材・除根材は、特定建設資材廃棄物に該当しません。

Q 4 - 5 特定建設資材の具体的事例を示して下さい
また、逆に該当しないものも示して下さい

A

資材名	規格	判定	特定建設資材
PC版	JIS A 5372	○	C0 及び鉄から成る
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	C0
コンクリート平板 U字溝等2次製品		○	C0
コンクリート製インターロッキングブロック		○	C0
間知ブロック		○	C0
テラゾブロック	JIS A 5411	○	C0
軽量コンクリート		○	C0
セメント瓦	JIS A 5402	×	
モルタル		×	
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング (押し出し形成版)	JIS A 5422	×	
普通レンガ	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント版 (スレート)	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装		○	AS・C0
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材(構造用集成材)	JAS	○	木材
繊維板 (インシュレーションボード)	JIS A 5905	○	木材
〃 (MDF)	JIS A 5905	○	木材
〃 (ハードボード)	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板 (木毛・木片)	JIS A 5404	×	
竹		○	木材
樹脂混入木質材 (ハウスメーカー製品)		×	

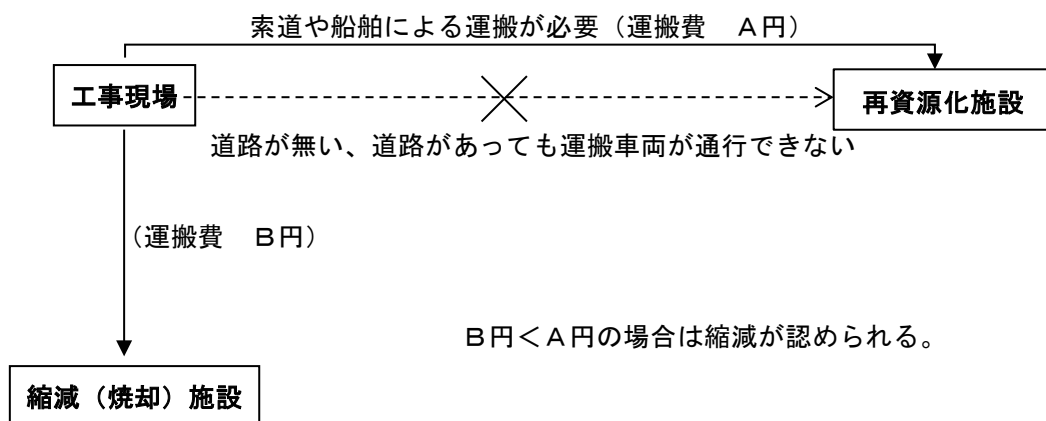
○：特定建設資材 ×：特定建設資材でないもの CO：コンクリート AS：アスファルト

5 建設発生木材関係

Q5-1 建設発生木材を「縮減」することが認められる場合とは

A 特定建設資材のうち建設発生木材は、次のいずれかの場合には再資源化に代えて縮減(=焼却)することができます。

- ① 対象建設工場の現場から50km以内(直線距離)に再資源化施設が存在しない場合(50km以内に再資源化施設がない場所は、県内にはありません。)
- ② 50km圏内に再資源化するための施設があっても、次の理由により受け入れられない場合
 - ・季節的な需給関係又は一時的な処理能力の問題により受け入れない場合
 - ・受け入れを剪定枝葉、生木、根株等に限定しており、解体廃木材を受け入れない場合
 - ・特定の者と固定的な取引に特化しており、その他の解体廃木材を受け入れない場合
- ③ 地理的条件等の制約として、対象建設工場の現場から建設発生木材の再資源化をするための施設までの間、その運搬に供する道路が整備されておらず、その縮減のための運搬費用が再資源化のための運搬費用より低い場合。



Q5-2 廃木材の再資源化施設が工事現場から50km以内に存在していますが、処理能力や特定の搬入者しか受け入れないなどの理由で受け入れてもらえない場合、法第16条の「その他の事情」に該当するものとして、縮減(中間処理場での焼却)してもよいか

A 縮減に該当します。

Q 5 - 3 廃木材の焼却施設が工事現場から 50 km以内に存在しないため縮減もできない状態です

- ① この場合、最終処分場へ搬入してよいですか
- ② 又、①がOKの場合、どうせ最終処分場に搬入するのであれば分別解体しなくてもよいですか

A ①の場合、縮減については、距離に係わらず、実施をしなければなりません。例え 50 kmを超えて、県外の焼却施設しかない場合であっても、そこに搬入してください。

②については、最終処分場への搬入が認められていないことから、分別解体義務は免れません。

Q 5 - 4 縮減の完了時点はいつですか

A 「縮減の完了した時点」とは、建設発生木材の焼却が適正に完了した時点です。

6 再資源化関係

Q 6 - 1 再資源化施設はどこにありますか

A 再資源化施設とは、産業廃棄物中間処理施設のうち、再資源化をしている施設を指します。

県内の産業廃棄物中間処理業者に対して行ったアンケートで「再資源化をしている」と回答し、且つ「公表に同意した」中間処理業者の情報を三重県のホームページ(<http://www.pref.mie.jp/>)に掲載しています。

- ① 再資源化施設一覧表のホームページの開き方
「三重県のホームページ」→「三重の環境」
(<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/>) →「いろいろな名簿」→
「三重県産業廃棄物税条例第 8 条第 2 項の再生施設に該当する施設の一覧」→「がれき類の破碎施設（規則第 7 条第 1 項第 2 号関係）」
「木くずの破碎施設（規則第 7 条第 1 項第 2 号関係）」の順に開いてください。
- ② 県内の産業廃棄物処理業者名簿について
以下で、閲覧できます。
 - ・ 各地域総合事務所または各地域活性化局
(県内 9 箇所の地域機関)

- ・ 県栄町庁舎情報公開窓口（津市栄町1丁目954番地）
 - ・ 県庁環境生活部環境共生局廃棄物対策課（県庁内8階）
- また、三重県のホームページにも掲載しています。
「三重の環境」（<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/>）→「いろいろな名簿」

Q 6 - 2 再資源化の完了時点はいつですか

- A 再資源化が完了した時点」とは再資源化するための施設に持ちこんだ時点ではなく、再資源化の行為が完了した時点、即ちリサイクル製品が製造された時点です。

Q 6 - 3 自主施工者に対して、再資源化義務は適用されますか

- A 適用されません。
自主施工者には分別解体義務はありますが、再資源化の義務はありません。
これは、自ら工事を行うことにより発生した廃棄物は家庭ゴミと同じ一般廃棄物の適用を受けるため、建設リサイクル法の対象外となるからです。

Q 6 - 4 離島での工事の場合、届出は必要ですか

- A 必要です。

Q 6 - 5 離島には再資源化施設がありませんが、本土まで船舶で運搬し再資源化しなければなりませんか

- A 法第16条の「その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化することには相当程度に経済性の面で制約があるものとして主務省令で定める場合」の事由に該当し、再資源化の義務はありません。
また、同時に法9条の分別解体義務も適用外となります。
但し、届出は必要です。
なお、廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処分されなければならないことはもちろんです。

7 技術管理者について

Q 7 - 1 技術管理者は、工事現場に常駐していなければいけませんか

- A 建設リサイクル法では、技術管理者の職務として、「解体工事を施工す

るときは、技術管理者に当該、解体工事に従事する他の者の監督をさせなければならない」と規定していますが、技術管理者の「常駐」については何も触れていません。しかしながら技術管理者に分別解体の施工方法の指導・監督、機械操作等に関する指導監督、関係法令に従った安全管理や再資源化の実施等に関する指導・監督を解体工事において、実地で監督させることが義務付けられていることを勘案すると、少なくとも解体工事施工中は現場にいななければならないと思われま

8 公共工事の場合の事業概要説明

Q8-1 公共事業の場合元請け業者から発注者への事業説明（法第12条）はいつ、誰に何をしたらよいか

- A 少なくとも以下の事項について書面にて説明します。
- ・解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - ・新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - ・工事着手の時期及び工程の概要
 - ・分別解体等の計画
 - ・解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

建設リサイクル法省令で定めた様式1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築、修繕、模様換替））、別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事）のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当グループリーダー等に説明することとします。

9 通知等の提出に関して

Q9-1 法第11条も工事着手の7日前に提出するのですか

- A 通知は、工事の着手前に提出すればよく、7日前までに提出する必要はありません。

Q9-2 法第11条の通知の提出先はどこですか

- A 通知書の提出先は、当該工事の施行場所により異なります。

当該工事の施行場所	計画の通知先
桑名市、四日市市、鈴鹿市、 津市、松阪市	左記市長
伊賀市	知事 (但し、建築基準法6条第1項第 2号※又は第3号の建築物の場合 は伊賀市長)
名張市	知事 (但し、建築基準法6条第1項第 2号※又は第3号の建築物の場合 は名張市長)
亀山市	知事 (但し、建築基準法6条第1項第 2号※又は第3号の建築物の場合 は亀山市長)
上記以外の市町	知事

※ 木造で地階を除く階数が3以上、延べ面積300㎡超及び高さが
16m超のものを除く。